

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和4年6月21日（火）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	木野田 誠 君	副委員長	鈴木 てるみ 君
委員	植山 太介 君	委員	久木田 大和 君
委員	前田 幸一 君	委員	塩井川 公子 君
委員	徳田 修和 君	委員	池田 綱雄 君
委員	下深迫 孝二 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	八幡 洋一 君	商工観光部長	谷口 隆幸 君
建設部長	猿渡 千弘 君	林務水産課長	市来 秀一 君
商工振興課長	池田 豊明 君	商工観光施設課長	園畑 精一 君
建設政策課長	竹下 淳一 君	建設施設管理課長	安田 善郎 君
区画整理課長	岩元 龍己 君	林務水産課課長補佐	奥 芳生 君
農政畜産課主幹	内村 光孝 君	商工振興課主幹	西村 賢三 君
商工観光施設課主幹	松崎 義美 君	建設政策課主幹	笛田 純一 君
区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君	建設施設管理課道路管理G長	海江田 和大 君
林務水産課林務水産Gサブリーダー	清藤 明夫 君	建設政策課政策G主査	今村 翔 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第43号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第50号 和解することについて

議案第52号 市道路線の認定について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時00分」

○委員長（木野田誠君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る6月14日の本会議で本委員会に付

託になりました議案3件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第43号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

まず、議案第43号、霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（八幡洋一君）

議案第43号霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明します。議案第43号は、霧島市黒石岳森林公園のグラウンドゴルフ利用者が少ないことから、グラウンドゴルフ場を多目的に利用できる緑地広場に転用するため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○委員長（木野田誠君）

ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山太介君）

一点お聞かせください。グラウンドゴルフ場を、転用して多目的広場ということになると今御説明がありましたが。その費用対効果、グラウンドゴルフを維持管理することよりも、多目的広場に転用したほうが、費用対効果的にもいいという認識でいいのかということをお聞かせいただけたらと思います。

○農林水産部長（八幡洋一君）

今お手元に利用状況の数字をお示しをしております。見ていただきましたとおり、平成30年、令和元年、2年、3年、利用者はゼロということになっております。条例でグラウンドゴルフ場ということにしてありますと、ボール遊びとか、キャッチボールとかするときには、目的外使用というような取扱いになってきますので、こういうことではなかなか利用が図れませんので。今回グラウンドゴルフ場を条例から外して、何にでも使ってもらえるような形にしたほうが、利用者のためにもなりますし、そういう広場がほかにありません。そういうことで、利用率も高める。そして子供さんたちが来てもらってそこでボール遊びなりキャッチボールとか、そういうことが望まれます。今回指定管理者ともそういうところ、話をしながらですね、今後利用増に向けてですね、取組を進めていきたいということで今回提案をしております。

○委員（久木田大和君）

今回の条例の改定によって利用料が、グラウンドゴルフの場合は140円1時間につきということで徴収をしていた部分が改定後はもう徴収しないということで。ここは、ただ広場を活用するために使っていただくというような制度の変更ということでいいのかお示してください。

○農林水産部長（八幡洋一君）

軽微な変更。

○委員（久木田大和君）

グラウンドゴルフ場が、改定前は1時間につき140円ということであったものが、改定後は徴収しない形になっているかと思うんですけど。そこのところを自由に使っていただく形にするのかということをお示しいただければと思います。

○農林水産部長（八幡洋一君）

そのとおりであります。新旧対照表もあると思いますけれども。新旧対照表の12ページのほうに黒石岳森林公園のグラウンドゴルフ場の記載を抜いて。そして、1時間当たり140円というのがなくなっているということでございますので徴収はしないということになります。

○委員長（下深迫孝二君）

ちなみにこの黒石岳、指定管理料は年間お幾らですかね。

○林務水産課長（市来秀一君）

はい今現在、5か年の指定管理のほうの受託を受けていただいておりますが。本年度、昨年度予算上は、578万8,200円となっております。

○委員（池田綱雄君）

芝の管理。野球なんかができるということは。今までみたいにグラウンドゴルフができるような状態に、今後も、芝の管理はされるということでよろしいですか。

○林務水産課長（市来秀一君）

はい、おっしゃるとおりでございます。今現在、シルバー人材センターのほうに委託を受けていただいておりますが、今後も定期的に芝刈り等は行っていただきたいと考えております。

○委員長（徳田修和君）

多目的利用ということで今回使用料等はなくしたということでしたけども。市長の構想でいろんなグランピングだったりとか、いろんなことにも使ってもらって、よりこの施設を、皆さんで使える施設にしていきたいというような思いがあったということですけども。もしそういう何かしら別な使用をとるときには、やはり使用料というのは、幾らか設定をしておくべきだったんじゃないかなというふうにも考えるんですけどもその辺はどのような検討がされたんでしょうか。

○農林水産部長（八幡洋一君）

おっしゃるとおりでございます。黒石岳につきましては、施設マネジメントの中で今後どうしていくかというような議論をしてきております。廃止なのかしっかりとてこ入れをするのかというような議論を。今後ですね、この1年にかけて、指定管理が来年度までというようなことになります

ので。しっかりこの黒石の今後の在り方について、森林環境譲与税等もありますので、そういうのを含めて廃止するのか、しっかりと事業を入れながらまたしていくのかというのを1年間の中で協議をしながら、進めていきたいということで。あえて今回、多目的に使っても、140円取るというようなことではなくて。1年間で方向性を決めながら進めるというようなことで考えているところでございます。

○委員長（徳田修和君）

無秩序な利用は、やはり皆さんが逆に使いづらい施設になってしまうと思いますので。その辺はしっかりとした検討、そしてこれまでどおりグラウンドゴルフ等でも使えるということですので。芝生の管理にも、やはりそれなりのコストがかかってくるので、その持続的に、運営ができるような施設になるよう求めておきます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長代わります。

○委員長（木野田誠君）

黒石岳はですねバンガローがありまして、バンガローは結構夏場多いんじゃないかなという気がするんですけども。テントを張れないのですキャンプ場は、あそこは。いろいろとキャッチボールが出来たりどうのこうのと、グラウンドゴルフ場の跡地の利用についての話がありましたけれども。はっきり言ってキャンプ場にする考えも持ってらっしゃるのかどうか。そうしてくると、今度は今さっき徳田委員から提案がありました料金設定の問題とか出てくるわけですけども。その辺も絡めてどういうふうな考え方を持ってらっしゃるか。1年間で検討するということでもありますけど。全くの無策で検討されるわけじゃないと思いますのでその辺を、意向を持っていらっしゃったら教えてください。

○林務水産課長（市来秀一君）

委員がおっしゃられたとおり、検討の一つとして我々もキャンプ場の整備というのは考えているところです。今現在バンガローが5棟あるんですが、こちらのほうの利用者の数も残念なことに年々減少しているような状況です。立地条件的に、山の急斜面にありまして。霧島山のほうはよく、眺望がとれてるんですけども、ちょっとこぢんまりとした施設になっております。今後このグラウンドゴルフ場跡の緑地広場につきましては、キャンプ場としての利用も検討していきながら考えていきたいと考えております。ただ、それにはそれ相当の予算を伴いますので、そういった整備に、森林環境譲与税が利用できるのか。また、維持管理費用につきましても譲与税で行っていただけるのか。そこは非常にハードルが高いというふうに認識しておりますので、きちんと整理しながら検討を進めていきたいと考えております。

○委員長（木野田誠君）

現在の黒石岳の下は道路。木原から本戸のほうに抜ける道路にもなってるわけですけど。私はあそこをよく通るんですね。そして、よく感じるのは、とにかく道路の脇がですね、ここ黒石岳だと

いうのを我々知っているけれども、来た人にはわからないだろうな。何でもかという道路の周りの草払いが全然出来てない。木で作った高い見るところもあるんですけども。その周囲もヤブ払いができてないというようなことを思いますので。するのだったらそこから徹底してやってですね。やればキャンプ場も今非常にキャンプする方も多いわけですから。その辺をうまくやれば、結構集まってくるんじゃないかと思います。ですから、この多目的広場だけの話じゃなくて、周りをやっばりきれいにせないかんのじゃないかと思います。その辺はどういうふうに考えられますか。

○農林水産部長（八幡洋一君）

はい、おっしゃるとおりでありまして。私もよく話に出てくるのが、看板がない。わからない。そういうこともよく言われます。ですので、今後、やはり施設をどうして持っていくのか。利用者を増やすためには、やはり魅力がないと来られませんので。そういうのも含めながら。それから、今言われた管理面の充実というところもしっかりと協議をしながら、進めていこうということで、1年かけてちょっと方向性を決めていきたいなということで考えております。

○委員長（木野田誠君）

ついでながらですね、やはり横の連絡。道路維持管理のほうともよくその黒石岳に行く途中の道路の整備ですね。この辺もやっばり、考えて、横の連絡をとってやっていかないと、なかなか、いけそうなどころでもないような気がしますのでよろしくお願いします。

○委員（下深迫孝二君）

この表をいただいて見てみますと。平成30年から全部ゼロですよ。これから4年、令和3年度まで。この間ほったらかしておられたのかどうか。これはちょっとはっきり言って問題ですよ。やっとな今ここに出てきた。4年間、ゼロが続いている中で何の協議もされてないのか。そこらはどうなっているのか。

○林務水産課長（市来秀一君）

今、委員がおっしゃられるとおり、平成30年度からの利用者がゼロということでございます。遡ること24年からあと3組から4組というような利用できております。グラウンドゴルフ自体が今あちこちでできる公園であったり、広場というのがあるもんですから。森林公園までわざわざ来て行うグラウンドゴルフということに対して、ちょっとすいません私どもは、森林公園を管理する立場としては、はっきり言って重要視していなかったのではないかと認識しているところです。ですので今回の条例改正に伴いまして、多目的に利用できる広場というのを、新たな着目点として考えたところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

黒石岳だけじゃなくて、今後、いろんな公園がたくさんあるわけですよ。管理をされてるところもたくさんある。そういう中でですね、もっとやりの確にとらえて。これは税金を投入してるわけですよ。これが皆さんの給料から幾らか引いて、この分に回しますよと。なればみんな必死になるんだけど。税金からもう毎年組まれた金額は出てるから、皆さん余り気にもされないんだろ

うと思いますけどね。やはり今後はもう少しこういうところもチェックをしていただいて、取り組んでいただくように要望しておきます。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第43号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時15分」

「再開 午前 9時16分」

△ 議案第50号 和解することについて

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第50号、和解することについてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

議案第50号、和解することについて、ご説明いたします。本案は、浜之市ふれあいセンターで発生した物損事故により、同センターが受けた被害について、損害賠償請求額を相手方が支払うことに応じたため、和解することについて議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

議案第50号、和解することについて、ご説明申し上げます。令和4年第2回霧島市議会定例会議案は24～28ページになります。本案は、令和4年2月19日の午後、隼人町真孝の霧島市浜之市ふれあいセンターにおいて、和解の相手方が運転を誤り、軽自動車同センター入口のポーチ柱に衝突したことにより、物損被害を受けたものです。損傷を受けたポーチ柱の補修については、すでに完了していますが、損害賠償請求額117万円を相手方が支払うことに応じたため、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。なお、相手方が任意保険未加入であるなど、一括での支払いが困難なため、24ページの3和解の内容（2）に記載のとおり、分割により支払うこととしています。また、同じく3和解の内容（3）に記載のとおり、相手方は、支払いが滞り、未払額が3万円を超えた場合、既払額を除いた額を直ちに支払う義務を負うものとし、年14.6%の割合による遅延損害金を加算することとしています。以上で、説明を終わります。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（植山太介君）

一点お聞かせください。相手方が一括の支払い困難ということで、分割ということになっておりますが。令和4年7月から令和5年7月までが毎月1万円。その後令和5年7月から令和8年4月までが月3万円。ちょっとイレギュラーな形になってるんですが。どのようなそういう取決めといえますか、どのような話合いの場が持たれたのか、御説明をお願いいたします。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

はい和解の相手方が、年金だけの生活でございまして。来年令和5年6月まで車のローンがあるということで月2万ずつ払っております。それも確認しております。その中で1万ずつ返していく中でそのローンが済めば、その2万円をこちらに回してできるということで、3万円払うようにしております。

○委員長（徳田修和君）

今回の事故、高齢者の運転の事故というような内容だと思いますけども。この温泉と物産館の間というか、物産館の角のところを破損されたというような形ですけども。原因として完全に運転ミスだと思うんですけども。この原因ですね、どうやってこの事故が起きてしまったのかというようなところは、検証・確認はされているのでしょうか。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

特産販売場入り口ですね。その前には白線を引いた駐車スペースというのはございません。相手方からの聞き取りによるものになりますが、何らかの理由で入り口方向にバックをしようとしたときに、運転操作を誤ってしまったと。それで衝突したと。聞き取りではですね、サンダルがアクセルの間に挟まってしまったというようなことがあり、ちょっと混乱していたんですが。そのようなことで本人からは伺っております。

○委員（徳田修和君）

実際はいけないんですけども。温泉に入られに来る高齢者の方、結構足元、そういう方が多いのかなというなという思いもあります。また、ここの施設自体駐車場のほうが、若干、利用者の数に対して少ないです。多い利用の時には、路上駐車等も目立つようなこともございます。やはりこう事故を招く要因っていうものが少し。そこら辺に原因が一つ一つ隠れてるのかなと思います。そして、今回の事故の場所も温泉の入り口に近いところですのでもし人が通っていれば、大変な事故になった可能性もございます。ここにはバリアフリー化というか手すりのほうがつけてあると思うんですけども。もし万が一のときに車が入り口のほうに飛び込んでこないようなポールを立てるなり、何かしら施設の、駐車場の安全管理というものもこの機に何か見直していくべきではないかなというふうにも考えるわけですけども、その辺はどのようなお考えをお持ちですか。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

今回の事故を受けまして、指定管理者であります大成ビルサービスと仮に、当然路上駐車はいけませんので、敷地内の駐車場が不足する場合は、隣接する市の区画整理事業用地を臨時駐車場とし

て、確保していますので、必ずこちらを案内するようというなことで協議をいたしております。

○委員（徳田修和君）

それと、駐車場の理由もですけども、そういう出入口等に車が飛び込んでこないようなポールを設置するなどの安全対策っていうものは、検討していかれないのかそこを確認します。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

今現状ではプランター等を置いて駐車出来ないような対策をしているんですが、また今後、指定管理者と協議をしながら、今以上に安全対策が図れないかということは、今後も引き続き協議してまいりたいと思います。

○委員（下深迫孝二君）

相手の方が年齢は書いてないですけども。例えば年金暮らしっていうことなんで、そこそこもう年いかれた方なのかなという理解はしますけども。例えば、もう高齢にかなりなっちゃってらっしゃるとすれば、途中で、万が一亡くなられたようなときには、これは連帯保証とか何とかはつけていらっしゃるんですか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

はい、和解の相手方は今69歳でございます。心臓も悪くてそういう働くことが出来ないということも聞いております。今質問でありました亡くなった場合なんですけども。身内も民事案件ということで詳細な調査していないのですけれども亡くなった場合は、相続者を調べて、相続者に請求していくことになるかと思えます。

○委員（下深迫孝二君）

相続者も相続放棄というのができるわけですよ。もし借金のほうがもし多かったりした場合はですよ。だからそういう場合はもう少し、年齢的なことも考えたら、子供さんたちもいらっしゃるのなら、連帯保証人もきちっととるということも、大事じゃないんですか。そういう協議はされませんでしたか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

はい、繰り返しになりますけど。民事案件ということで、収入状況とか、その家族構成、戸籍関係なども調べないといけないかなということまで考えましたけれども、今の状況では、まだ必要ないということで判断しております。

○委員（下深迫孝二君）

任意保険がついてなかったということですから。それなりに生活が苦しくでつけていらっしゃらないのか。あるいはもう事故は絶対起こさないんだからということでかけていらっしゃらなかったのかわかりませんが。やはり、もし途中でということがあれば、市はまたこれも、回収出来ない状況になるわけですよ。そう考えるときにやっぱり、最善策をとるのが、市の仕事じゃないかなというふうに思うんですけども、そこを部長どのようにお考えですか。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

課長のほうから説明がありましたとおり亡くなった。亡くなったということがちょっとあれなんですけれども。もしという場合には、今後、うちの顧問弁護士もいらっしゃいますので、いろんな形で対応できるような形を今後検討していければなと思っております。また今回、相手方のですね、身寄りもないということ。頼める、保証人などを頼める相手もいらっしゃらないということで、確認をとっておりますので。先ほど申し上げましたとおり、もしもの場合については、弁護士さん等に、協議をしながら、適切な対応をとっていきたいと思っておりますのでございます。

○副委員長（鈴木てるみ君）

委員長交代します。

○委員長（木野田誠君）

一つだけお伺いします。ここに積算表が載ってるんですけども、この積算表はどちらで作られた積算用でしょうか。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

こちらの積算表につきましては、今回緊急性があるというようなこともあったんですけども、業者の見積りをもとに、積算をしているものになります。

○委員長（木野田誠君）

確認ですけども。こういう用語があるのかどうかわかりませんが。行政見積りの単価になってるんですか。ちょっと高いような気が。現場を見てないからわかりませんが。行政の見積もりは高いですから。

○商工観光施設課主幹（松崎義美君）

我々もこの金額が適正であるかという部分については判断に迷ったこともございましたので、建築住宅課のほうにも確認をしていただきまして、適正な金額であるというふうに確認をいたしたところでございます。

○委員（池田綱雄君）

補修額は117万円と大変大きいと思うんですが。もう大きな損害があったのだろうと思うけど。その当時の写真というのはありませんか。

○商工観光施設課長（園畑精一君）

当時の写真はあります。この添付資料には付けていませんが本課には保管してあります。

○委員（池田綱雄君）

説明用に出してもらいたかったと思いますが。無いですか。

○委員長（木野田誠君）

写真はあると言う事ですのでそれは配布できますか。配布をお願いします。

「休憩 午前 9時31分」

「再開 午前 9時34分」

○委員長（木野田誠君）

それでは再開します。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第50号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時35分」

「再開 午前 9時36分」

△ 議案第52号 市道路線の認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第52号、市道路線の認定についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第52号市道路線の認定について、概要をご説明申し上げます。麓第一土地区画整理事業の道路整備が完了したことに伴い、当該事業区域内道路を市道として認定するため、議会の議決を求めらるるものであります。詳細については、建設施設管理課長がご説明します。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

議案第52号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。今回、市道認定をする路線は、麓第一土地区画整理事業により整備された道路のうち、既に市道認定済みの道路を除く道路で、「霧島市市道路線認定基準要綱」に適合する、総延長約5.5km、総面積約3万5千平方メートルの計51路線を市道として認定するため、議会の議決を求めらるるものであります。以上で説明を終わります。ご審査くださいますよう、よろしく申し上げます。

○委員長（木野田誠君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（徳田修和君）

今回の区画整理事業の道路整備で市道認定はこれで完了ということによろしいですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はい、そのとおりです。

○委員長（木野田誠君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第52号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時37分」

「再開 午前 9時40分」

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第43号 霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（木野田誠君）

まず、議案第43号、霧島市森林公園等の設置及び管理に関する条例の一部改正について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第43号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第43号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第50号 和解することについて

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第50号、和解することについて、自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第50号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第50号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第52号 市道路線の認定について

○委員長（木野田誠君）

次に、議案第52号、市道路線の廃止及び認定について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第52号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第52号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（木野田誠君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

[「委員長一任」と言う声あり]

ないようですので、ただいまの意見を盛り込むことについては、委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時44分」

「再開 午前 9時46分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（木野田誠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、その都度開催することとして、閉会中の所管事務調査については、産業建設常任委員会の所管事項についてということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

もう6月ですので、そろそろ、今年はコロナの様子を見ながらですけど、行政視察の行き先等も検討しておかれたほうがいいのかというふうに思います。

○委員長（木野田誠君）

先だっの会合のときに、一応行政視察をしたいということで申し上げました。場所の選定、日程についてはまだ進んではいないですが皆さんはどのようにお考えですか。

「休 憩 午前 9時47分」

「再 開 午前 9時54分」

○委員長（木野田誠君）

いろいろ提案をしていただければと思います。ほかに何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午前 9時55分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

木野田 誠